

# 知って得する!海外展開セミナー

～EPA を活用し、チャンスを活かす～

受講料  
無料

以下のEPA 締結国・地域へ輸出を行っている方、輸出を検討されている方必見!!

特定原産地証明書を利用すると輸入国で関税が安くなる場合があります。



インド、インドネシア、オーストラリア、シンガポール、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ラオス、カンボジア

※EPA（経済連携協定）…2つ以上の国・地域の間で、物品及びサービス貿易の自由化に加え貿易以外の分野（投資、知的財産など）を含めて締結される包括的な協定

- 日時 平成30年2月27日（火）13:30～16:30 ※講演終了後に個別相談会を予定しています
- 会場 福井商工会議所ビル 2階 会議室D
- 対象 特定原産地証明書初心者、今後特定原産地証明書の利用を考えている企業等
- 主催 福井商工会議所
- 共催 （独）中小企業基盤整備機構 北陸本部
- 内容 **開会挨拶**

## 第1部 「EPA を活用した輸出手続」

EPA の概要（締結国・地域や利用メリット）及び特定原産地証明書を申請するために必要な事柄について確認します。また12月に交渉妥結した日 EUEPA についても説明します。

講師：（独）中小企業基盤整備機構 国際化支援アドバイザー 岡山 英弘 氏

1982年東京商工会議所入所。証明センター調査役、国際部副部長などを経て、2010年日本商工会議所国際部国際経済担当部長。2015年9月内閣官房TPP政府対策本部上席調査役。2017年2月～(株)福井キャピタル&コンサルティング 上席コンサルタント。

## 第2部 「EPA の原産地規則について」

原産地規則（EPA で定められた原産品であるかどうかを特定するルール）について学びます。理解するのが難しい原産地規則について、分かりやすく解説します。

講師：大阪税関 業務部 首席原産地調査官 川端 清文 氏

1984年大阪税関へ入関。南港出張所 通関総括第2部門、原産地調査官等を経て2017年7月から現職。

## 第3部 「特定原産地証明書の発給申請における留意点」

輸入国で関税の減免を受けるためには特定原産地証明書を税関に提出する必要があります。特定原産地証明書の発給を日本商工会議所に申請する際の留意点についてご説明します。

講師：（独）中小企業基盤整備機構 国際化支援アドバイザー 岡山 英弘 氏

## 質疑応答

## 個別相談会（希望者のみ）

- 問い合わせ先 福井商工会議所 地域事業課 住所：福井市西木田2-8-1 TEL：0776-33-8253  
Mail：jigyoun@fcci.or.jp